

林業分野における外国人材の確保・育成  
を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
法 務 大 臣  
外 務 大 臣     あ て  
文 部 科 学 大 臣  
厚 生 労 働 大 臣  
農 林 水 産 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

技能実習制度については、出入国在留管理庁の「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」での議論を経て、外国人材のキャリアアップや共生社会の実現等の視点から、発展的に解消し、技能移転等による国際貢献から人材の確保・育成を目的とする新制度に見直す方針とされている。

現在、外国人労働者が少ない林業分野の技能実習制度については、在留資格に係る期間の上限を1年としているが、昨年10月の「林業労働力の確保の促進に関する基本方針」の変更を受けて、林業における外国人材の受入れに向けた検討が進んでおり、来年度中には、在留期間を最大5年まで延長できる技能実習制度の職種に林業が追加される見通しとなっている。

人手不足の継続が見込まれる林業についても、在留期間の延長が認められることとなるが、今後は、林業現場において外国人材の定着や労働安全の確保につながる取組の促進に加えて、より長期的な外国人材の確保・育成を行っていく上で5年を超えた在留期間についても認めていく必要がある。

よって、本県議会は、国会及び政府において、我が国の林業の維持・発展に向け、林業分野における外国人材の確保・育成を図るため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 外国人材の在留期間を最大5年とする技能実習制度への林業職種の追加について必要な手続き等を着実に進め、来年度中に確実に実施すること。
- 2 日本語教育の実施や現場での安全確保を支援するなど、外国人材が林業で働きやすい安全な労働環境を整備すること。
- 3 より長期的な外国人材の確保・育成に向けて、建設業等と同様に無期限の在留資格を認める特定技能制度の対象分野に林業を追加すること。